

「手話言語法」の早期制定を求める意見書

手話は、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、手話は聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかし、これまで長い間、手話は言語として法律上認められてこなかった。

その後、平成 18（2006）年 12 月に採択された国連の障害者権利条約に、「手話は言語」であることが明記され、日本では、平成 23（2011）年 8 月に制定された「障害者基本法」に「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と明記された。

この障害者基本法の第 22 条では、国・地方公共団体に対し、情報保障施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に知らしめることはもとより、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使えするための機会が平等に確保され、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、下記事項について早期に実現するよう強く要望する。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えするための機会が平等に確保され、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 3 月 17 日

岩手県住田町議会

議長 水野英哉

様

意見書を提出機関

衆議院議長 町村信孝様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

文部科学大臣 下村博文様

厚生労働大臣 塩崎恭久様